

介護老人福祉施設サービス 契約書別紙

料金

令和4年10月1日改定

	基本施設サービス費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
					1割負担	2割負担	3割負担
		介護福祉施設 サービス費 (Ⅱ) 多床室 (1日につき)	要介護1	6,119 円	612 円	1,224 円	1,836 円
			要介護2	6,845 円	685 円	1,369 円	2,054 円
			要介護3	7,604 円	761 円	1,521 円	2,282 円
			要介護4	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円
			要介護5	9,045 円	905 円	1,809 円	2,714 円
減算時の基本施設サービス費		夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		身体拘束廃止未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の90%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
		安全管理体制未実施減算	1日につき	-53 円	-6 円	-11 円	-16 円
		栄養管理基準減算	1日につき	-149 円	-15 円	-30 円	-45 円
※ 保険給付内サービス利用料	加算サービス費	日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	1日につき	384 円	39 円	77 円	116 円
		看護体制加算 (Ⅰ) イ	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円
		看護体制加算 (Ⅰ) ロ	1日につき	42 円	5 円	9 円	13 円
		看護体制加算 (Ⅱ) イ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
		看護体制加算 (Ⅱ) ロ	1日につき	85 円	9 円	17 円	26 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅰ) イ	1日につき	234 円	24 円	47 円	71 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅰ) ロ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅲ) イ	1日につき	299 円	30 円	60 円	90 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅲ) ロ	1日につき	170 円	17 円	34 円	51 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅳ) イ	1日につき	352 円	36 円	71 円	106 円
		夜勤職員配置加算 (Ⅳ) ロ	1日につき	224 円	23 円	45 円	68 円
		準ユニットケア加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
		生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1月につき	1,068 円	107 円	214 円	321 円
		生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1月につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
		個別機能訓練加算 (Ⅰ)	1日につき	128 円	13 円	26 円	39 円
		個別機能訓練加算 (Ⅱ)	1月につき	213 円	22 円	43 円	64 円
		ADL維持等加算 (Ⅰ)	1月につき	320 円	32 円	64 円	96 円
		ADL維持等加算 (Ⅱ)	1月につき	640 円	64 円	128 円	192 円
		若年性認知症入所者受入加算	1日につき	1,281 円	129 円	257 円	385 円
		常勤医師配置加算	1日につき	267 円	27 円	54 円	81 円
		精神科医療養指導加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
		外泊時費用 (月に6日以内)	1日につき	2,627 円	263 円	526 円	789 円
		初期加算 (入所後30日以内)	1日につき	320 円	32 円	64 円	96 円
		再入所時栄養連携加算	1回につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
		退所前訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
		退所後訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
		退所時相談援助加算	1回限り	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円
		退所前連携加算	1回限り	5,340 円	534 円	1,068 円	1,602 円
		栄養マネジメント強化加算	1日につき	117 円	12 円	24 円	36 円
		経口移行加算 (医師の指示に基づく)	1日につき	299 円	30 円	60 円	90 円

項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
経口維持加算Ⅰ（医師の指示に基づく）	1月につき	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円	
経口維持加算Ⅱ（医師の指示に基づく）	1月につき	1,068 円	107 円	214 円	321 円	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	961 円	97 円	193 円	289 円	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき	1,174 円	118 円	235 円	353 円	
療養食加算（医師の指示に基づく）	1日につき3回を限度	64 円	7 円	13 円	20 円	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1回につき	6,942 円	695 円	1,389 円	2,083 円	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回につき	13,884 円	1,389 円	2,777 円	4,166 円	
看取り介護加算（Ⅰ）	（死亡日以前31～45日）	1日につき	768 円	77 円	154 円	231 円
	（死亡日以前4～30日）	1日につき	1,537 円	154 円	308 円	462 円
	（死亡日の前日・前々日）	1日につき	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円
	（死亡日）	1日につき	13,670 円	1,367 円	2,734 円	4,101 円
看取り介護加算（Ⅱ）	（死亡日以前31～45日）	1日につき	768 円	77 円	154 円	231 円
	（死亡日以前4～30日）	1日につき	1,537 円	154 円	308 円	462 円
	（死亡日の前日・前々日）	1日につき	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円
	（死亡日）	1日につき	16,874 円	1,688 円	3,375 円	5,063 円
在宅復帰支援機能加算	1日につき	106 円	11 円	22 円	32 円	
在宅・入所相互利用加算	1日につき	427 円	43 円	86 円	129 円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	32 円	4 円	7 円	10 円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	42 円	5 円	9 円	13 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日以内）	1日につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	32 円	4 円	7 円	10 円	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	138 円	14 円	28 円	42 円	
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	106 円	11 円	22 円	32 円	
排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき	160 円	16 円	32 円	48 円	
排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき	213 円	22 円	43 円	64 円	
自立支援促進加算	1月につき	3,204 円	321 円	641 円	962 円	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	427 円	43 円	86 円	129 円	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	534 円	54 円	107 円	161 円	
安全対策体制加算	入所初日限り	213 円	22 円	43 円	64 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	234 円	24 円	47 円	71 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	192 円	20 円	39 円	58 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の1.6%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※ 加算サービス利用料

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

保険 給付 外サ ービ ス利 用料	項 目	摘 要	単 位	利用料金
	※ 居住費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	855円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	855円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1445円
		利用者負担第4段階以上	1日につき	2000円
日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」から AまたはBを選択することができます		150円	
理美容費、行事・クラブ材料 費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」 の通り	

※ 居住費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

居住費・食費の減免制度について

世帯の構成や課税状況等により判断されます。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

介護保険負担限度額認定		単 位	居 住 費	食 費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0円	300円
第2段階	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	390円
第3段階 ①	○住民税世帯非課税で年金収入等80万円超120万円以下の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	650円
第3段階 ②	○住民税世帯非課税で年金収入等120万円超の方 ○特例減額措置の適用がある方	1日につき	370円	1360円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）